

【設例2】小数により記載する場合の記載例

第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書 会社名 Y株式会社

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

(令和六年一月一日以降用)

1株当たりの 価額の計算の 基となる金額	類似業種比準価額 (第4表の⑳、㉑又は㉒の金額)	1株当たりの純資産価額 (第5表の㉓の金額)	1株当たりの純資産価額の80% 相当額(第5表の㉔の記載がある 場合のその金額)			
	① 0.336	円 ② 0.806666	円 ③			
1. 原則的評価方式による価額	区分	1株当たりの価額の算定方法		1株当たりの価額		
	1株当たりの株式の価額	次のうちいずれか低い方の金額(②の記載がないときは①の金額) イ ①の金額 ロ ②の金額		④ 円		
	中会社の株式の価額	$(\text{①と②とのいずれか低い方の金額} \times L \text{の割合}) + (\text{②の金額} \text{ (③の金額があるときは③の金額)} \times (1 - L \text{の割合}))$ 0.		⑤ 円		
	小会社の株式の価額	次のうちいずれか低い方の金額 イ ②の金額(③の金額があるときは③の金額) ロ $(\text{①の金額} \times 0.50) + (\text{イの金額} \times 0.50)$		⑥ 0.5713333 円		
株式の価額の修正	課税時期において配当期待権の発生している場合	株式の価額 1株当たりの配当金額 $(\text{④、⑤又は⑥の金額}) - \text{円 銭}$	修正後の株式の価額	⑦ 円		
	課税時期において株式の割当てを受ける権利、株主となる権利又は株式無償交付期待権の発生している場合	株式の価額 割当株式1株当たりの払込金額 1株当たりの割当株式数 1株当たりの割当株式数又は交付株式数 $(\text{④、⑤又は⑥の金額}) + \text{円 株} \times \text{株} \div (1 \text{株} + \text{株})$	修正後の株式の価額	⑧ 円		
2. 配当還元方式による価額	1株当たりの資本金等の額、発行済株式数等	直前期末の資本金等の額 ⑨ 千円	直前期末の発行済株式数 ⑩ 株	直前期末の自己株式数 ⑪ 株	1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数 (⑨ ÷ 50 円) ⑫ 株	1株当たりの資本金等の額 (⑨ ÷ (⑩ - ⑪)) ⑬ 円
	直前期末以前2年間の配当金額	事業年度	⑭ 年配当金額	⑮ 左のうち非経常的な配当金額	⑯ 差引経常的な年配当金額 (⑭ - ⑮)	年平均配当金額
	直前期	千円	千円	⑰ 千円	⑱ 千円	⑲ (⑰ + ⑱) ÷ 2 千円
	直前々期	千円	千円	⑲ 千円	千円	
	1株(50円)当たりの年配当金額	年平均配当金額 (⑲の金額) ÷ ⑫の株式数 = ⑳ 円 銭				この金額が2円50銭未満の場合は2円50銭とします。 ⑳の金額が、原則的評価方式により計算した価額を超える場合には、原則的評価方式により計算した価額とします。
配当還元価額	$\frac{\text{⑳の金額}}{10\%} \times \frac{\text{㉑の金額}}{50\text{円}} = \text{㉒}$		㉒ 円			
3. 株式に関する権利の価額	配当期待権	1株当たりの予想配当金額 (円 銭) - 源泉徴収されるべき 所得税相当額 (円 銭)	⑳ 円 銭	4. 株式及び株式に関する権利の価額 (1.及び2.に共通)		
	株式の割当てを受ける権利 (割当株式1株当たりの価額)	⑳ (配当還元方式の場合は㉑)の金額 - 割当株式1株当たりの 払込金額 円	㉑ 円	株式の評価額	0.5713333 円	
	株主となる権利 (割当株式1株当たりの価額)	⑳ (配当還元方式の場合は㉑)の金額 (課税時期後にその株主となる権利につき払い込むべき金額があるときは、その金額を控除した金額)	㉑ 円	株式に関する権利の評価額	(円 銭)	
	株式無償交付期待権 (交付される株式1株当たりの価額)	⑳ (配当還元方式の場合は㉑)の金額	㉑ 円			

第4表 類似業種比準価額等の計算明細書

会社名 Y株式会社

令和六年一月一日以降用

1. 1株当たりの資本金等の額等の計算		直前期末の 資本金等の額 ① 千円	直前期末の 発行済株式数 ② 株	直前期末の 自己株式数 ③ 株	1株当たりの資本金等の額 (①÷(②-③)) ④ 円	1株当たりの資本金等の額を50 円とした場合の発行済株式数 (①÷50円) ⑤ 株					
		4,500	4,500,000	0	1	90,000					
2. 比準要素等 の金額 の計算	直前期末以前2(3)年間の年平均配当金額					比準要素数1の会社・比準要素数0 の会社の判定要素の金額					
	事業年度	⑥ 年配当金額	⑦ 左のうち 非経常的な 配当金額	⑧ 差引経常的な年 配当金額(⑥-⑦)	年平均配当金額	⑨ 円	⑩ 銭				
	直前期	60 千円	0 千円	① 60 千円	⑨(②+③)÷2 千円	0	60				
	直前々期	60 千円	0 千円	② 60 千円	60	0	60				
	直前々期の前期	60 千円	0 千円	③ 60 千円							
	1株(50円)当たりの年配当金額					1株(50円)当たりの年配当金額 (⑥)の金額					
	⑩					0 円	60 銭				
	直前期末以前2(3)年間の利益金額					比準要素数1の会社・比準要素数0 の会社の判定要素の金額					
	事業年度	⑪ 法人税の課 税所得金額	⑫ 非経常的な 利益金額	⑬ 受取配当等の 益金不算入額	⑭ 左の所得税 額	⑮ 損金算入した 繰越欠損金の 控除額	⑯ 差引利益金額 (⑪-⑫+⑬- ⑭+⑮)	⑰ 又は ⑱+⑲)÷2 ⑱ 円			
	直前期	240 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	⑰ 240 千円	⑲ 又は ⑳+㉑)÷2 ㉑ 円			
直前々期	300 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	⑳ 300 千円	1株(50円)当たりの年利益金額 (⑰)又は(⑱+⑲)÷2 の金額				
直前々期の前期	400 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	㉑ 400 千円					
⑳					2 円						
直前期末(直前々期末)の純資産価額					比準要素数1の会社・比準要素数0 の会社の判定要素の金額						
事業年度	⑲ 資本金等の額		⑳ 利益積立金額		㉑ 純資産価額 (⑲+⑳)	⑳ 円	㉒ 銭				
直前期	4,500 千円		0 千円		4,500 千円	50	0				
直前々期	4,500 千円		0 千円		4,500 千円	50	0				
⑳					1株(50円)当たりの純資産価額 (㉑)の金額						
㉒					50 円						
3. 類似業種 の比準 価額の 計算	1株(50円)当たり の株	類似業種と業種目番号 No. 70		比準 割合 の 計算	区分	1株(50円)当たりの 年配当金額	1株(50円)当たりの 年利益金額	1株(50円)当たりの 純資産価額	1株(50円)当たりの 比準価額		
		課税時期の属する月	7月		① 614 円	① 0 円	② 60 銭	③ 2 円	④ 50 円	※ ⑤×⑥×0.7 ※ (中会社は0.6 小会社は0.5 とします。)	
		課税時期の属する月の前月	6月		② 620 円	B	8 円	70 銭	C		56 円
		課税時期の属する月の前々月	5月		③ 618 円						
		前年平均株価	④ 616 円								
		課税時期の属する月 以前2年間の平均株価	⑤ 616 円		⑥ 0.06	⑦ 0.03	⑧ 0.09				
		A(①、②、③、④及び⑤のうち最も低いもの)	⑥ 614 円		⑧+⑨+⑩ 3 = ⑪ 0.06		⑫ 18 円	⑬ 40 銭			
		類似業種と業種目番号 No. 68			比準 割合 の 計算	区分	1株(50円)当たりの 年配当金額	1株(50円)当たりの 年利益金額	1株(50円)当たりの 純資産価額	1株(50円)当たりの 比準価額	
		課税時期の属する月	7月			⑭ 389 円	⑭ 0 円	⑮ 60 銭	⑯ 2 円	⑰ 50 円	※ ⑱×⑲×0.7 ※ (中会社は0.6 小会社は0.5 とします。)
		課税時期の属する月の前月	6月			⑮ 382 円	B	5 円	60 銭	C	
課税時期の属する月の前々月	5月	⑯ 380 円									
前年平均株価	⑰ 375 円										
課税時期の属する月 以前2年間の平均株価	⑱ 376 円	⑲ 0.10	⑳ 0.05	㉑ 0.13							
A(⑭、⑮、⑯、⑰及び⑱のうち最も低いもの)	⑲ 375 円	㉒+㉓+㉔ 3 = ㉕ 0.09		㉖ 16 円		㉗ 80 銭					
1株当たりの比準価額		比準価額 (⑲と⑳とのいずれか低い方の金額) × ④の金額 50円		㉘ 0.336 円							
比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に配当金交付の効力が発生した場合	比準価額 (㉙の金額) - 円 銭		修正比準価額 円							
比準価額の修正	直前期末の翌日から課税時期までの間に株式の割当て等の効力が発生した場合	比準価額 (㉚(㉛)があるときは㉜)の金額) + 円 銭 × 株 ÷ (1株 + 株)		修正比準価額 円							

第5表 1株当たりの純資産価額(相続税評価額)の計算明細書

会社名 Y株式会社

(令和六年一月一日以降用)

(取引相場のない株式(出資)の評価明細書)

1. 資産及び負債の金額(課税時期現在)

資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目	相続税評価額	帳簿価額	備考	科 目	相続税評価額	帳簿価額	備考
	千円	千円			千円	千円	
現金預金	25,000	25,000		買掛金	25,000	25,000	
売掛金	30,000	30,000		短期借入金	18,000	18,000	
商品	15,000	15,000		未払金	12,000	12,000	
.	
.	
.	
合計	① 244,000	② 243,000		合計	③ 240,000	④ 240,000	
株式等の価額の合計額	① 0	② 0		/			
土地等の価額の合計額	③ 100,000						
現物出資等受入れ資産の価額の合計額	④ 0	⑤ 0					

2. 評価差額に対する法人税額等相当額の計算

3. 1株当たりの純資産価額の計算

相続税評価額による純資産価額 (①-③)	⑤ 4,000	千円	課税時期現在の純資産価額 (相続税評価額) (⑤-⑧)	⑨ 3,630	千円
帳簿価額による純資産価額 (②+④-⑤-⑥)、マイナスの場合は0)	⑥ 3,000	千円	課税時期現在の発行済株式数 (第1表の1の①)-自己株式数)	⑩ 4,500,000	株
評価差額に相当する金額 (⑤-⑥、マイナスの場合は0)	⑦ 1,000	千円	課税時期現在の1株当たりの純資産価額 (相続税評価額) (⑨÷⑩)	⑪ 0.8066666	円
評価差額に対する法人税額等相当額 (⑦×37%)	⑧ 370	千円	同族株主等の議決権割合(第1表の1の⑤の割合)が50%以下の場合 (⑪×80%)	⑫	円